

1. 社会資本整備総合交付金の概要と事後評価制度

1-1 社会資本整備総合交付金の概要

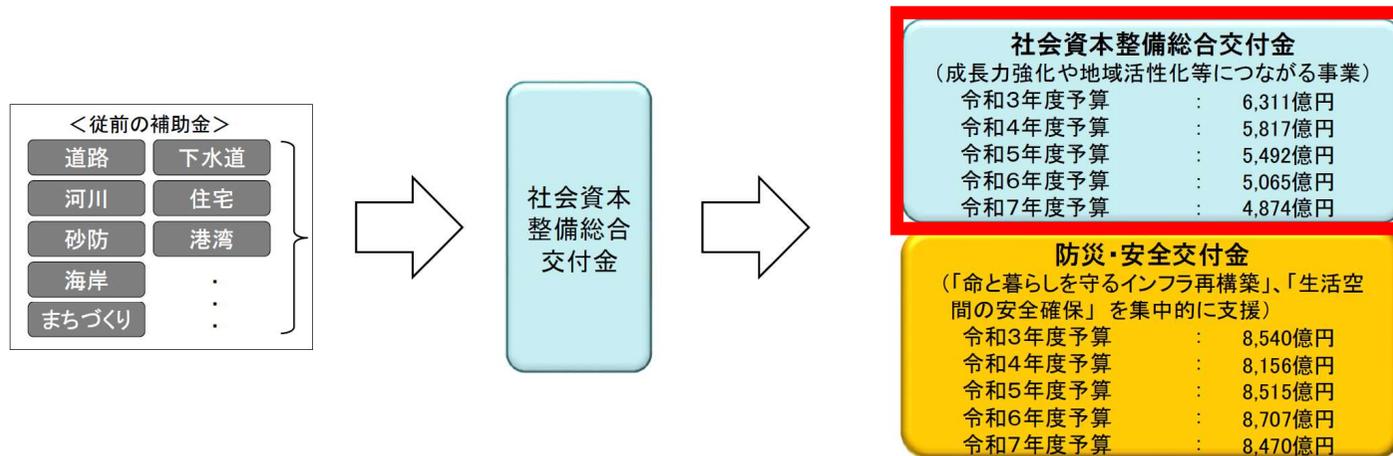
- ① 社会資本整備総合交付金
- ② 社会資本整備総合交付金の対象事業

1-2 社会資本整備総合交付金の事後評価制度

1-1 社会資本整備総合交付金の概要

① 社会資本整備総合交付金

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇ **防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設。



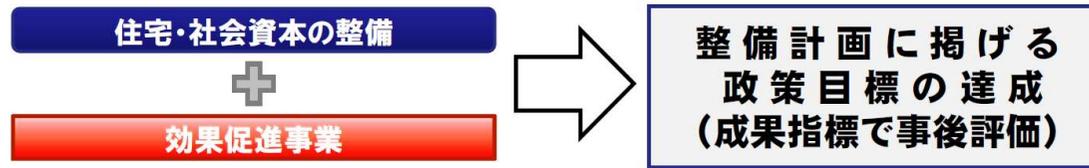
両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の17事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

※国土交通省HPより

1-1 社会資本整備総合交付金の概要

② 社会資本整備総合交付金の対象事業



住宅・社会資本の整備		効果促進事業
基幹事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路 ○ 上下水道 ○ 住宅 ○ 港湾 ○ 海岸 ○ 住環境整備 ○ 河川 ○ 都市公園 ○ 地域公共交通再構築 等 ○ 砂防 ○ 市街地 		<ul style="list-style-type: none"> ○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務 ○全体事業費の2割目途
(社会資本整備総合交付金の例) <ul style="list-style-type: none"> ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成 例) 都市公園の整備  	(防災・安全交付金の例) <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ老朽化対策 例) 公園施設の改修 ・生活空間の安全確保 例) 自転車通行空間の整備  	(社会資本整備総合交付金の例) <ul style="list-style-type: none"> ・観光情報の発信(観光案内情報板の整備、観光PR等) ・社会実験(シェアサイクル、道路の歩行者優先化等) ・計画検討・策定(住生活基本計画等) 
<ul style="list-style-type: none"> ・民間投資を誘発する取組 例) PFI等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入 	 <ul style="list-style-type: none"> ・事前防災・減災対策 例) 流域治水対策(風水害・土砂災害への対策) 	(防災・安全交付金の例) <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの作成・活用 ・防災教育、防災訓練の実施 ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ、災害用井戸等) ・遊具の修繕  

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

※国土交通省HPより

1-1 社会資本整備総合交付金の概要

② 社会資本整備総合交付金の対象事業（住宅分野）

【基幹事業】 社総金交付要綱 第6第一号

地域住宅計画に基づく事

- 公営住宅整備事業等
 1. 公営住宅整備事業
 2. 地域優良賃貸住宅整備事業
 - 3. 公営住宅等ストック総合改善事業**
 4. 住宅確保用配慮者専用賃貸住宅改修事業
- 住宅地区改良事業等
 - 市街地再開発事業
 - 優良建築物等整備事業
 - 住宅市街地総合整備事業
 - など・・・

住環境整備事業

- 市街地再開発事業
- 優良建築物等整備事業
- 市街地総合再生施設整備
- 基本計画等作成等事業
- 暮らし・にぎわい再生事業
- など・・・

+ 【関連社会資本整備事業】 社総金交付要綱 第6第二号イ

+ 【効果促進事業】 社総金交付要綱 第6第二号ロ

※国土交通省資料より抜粋

1-2 社会資本整備総合交付金の事後評価制度

事後評価とは

① 事後評価の目的

- ・事業の成果等を客観的に診断すること。
- ・今後のまちづくりを適切な方向で実施すること。
- ・事業の成果を住民にわかりやすく説明すること。

② 事後評価の時期

- ・交付期間の終了年度または翌年度
- ・翌年度から2期計画を実施する場合は、終了年度中に実施し改善方策等を反映

社会資本整備総合交付金交付要綱(抜粋)

第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。**交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。**

2. 社会資本総合整備計画の作成及び事業実施並びに事後評価

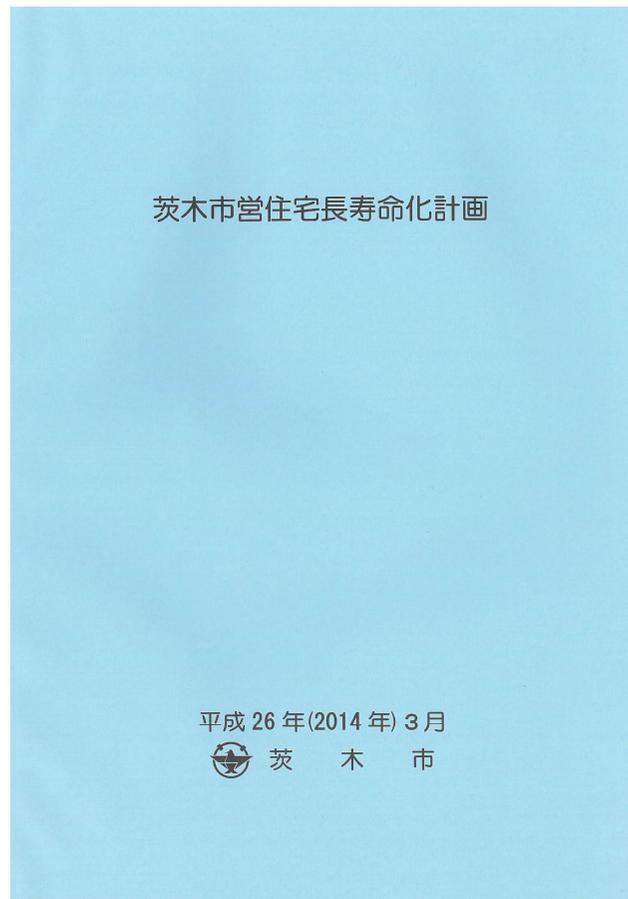
2-1 社会資本総合整備計画の作成と事業実施

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

- ① 整備計画概要
- ② 市営住宅の改修計画スケジュール
- ③ 現場写真（道祖本住宅、沢良宜住宅、総持寺住宅）
- ④ 目標と整備方針と指標の関係
- ⑤ 目標数値の達成状況
- ⑥ 交付対象事業の効果の発現状況
- ⑦ 今後の方針等
- ⑧ 今後のスケジュール

2-1 社会資本総合整備計画の作成と事業実施

○ 茨木市営住宅長寿命化計画について



市営住宅における安全で安心な住まいを長期間にわたって確保するため、**予防保全的な観点**から耐震改修や外壁改修、屋上防水等の修繕や改善の計画を定め、長寿命化による**ライフサイクルコストの削減**と**修繕等の事業量の平準化**を行うことにより、市営住宅の効率的・効果的な活用を図ることを目的として、平成25年度に「茨木市営住宅長寿命化計画」を策定しました。本計画において計画改善・改修を行うこととしたものは

- ・ 住宅の耐震化
- ・ 外壁改修、屋上防水改修
- ・ 共有部分の設備改修

としており、これらの事業を社会資本整備総合交付金を活用して実施いたしました。

2-1 社会資本総合整備計画の作成と事業実施

生活環境の保全並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とし、交付金を充当して事業を実施するためには、整備計画の目標や評価指標、計画期間、交付事業を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国土交通大臣に提出する必要があります。

本市では、

1. 平成25年度（平成26年3月）に「茨木市営住宅長寿命化計画」を策定
2. その計画に基づき、過去に「平成26年度～平成29年度まで」及び「平成28年度～平成29年度まで」整備計画を作成し実施済み
3. さらにその後継となる下記の整備計画を作成し実施

- ・ **社会資本総合整備計画（地域住宅計画「茨木市地域」）**

計画期間：平成30年度～令和4年度（計画期間7年間のうち5か年分）

- ・ **社会資本総合整備計画（地域住宅計画「茨木市地域」）**

計画期間：令和5年度～令和6年度（計画期間7年間のうち2か年分）

2-1 社会資本総合整備計画の作成と事業実施

計画の名称	茨木市市域住宅等整備計画		
計画の期間	(7年間) 平成30年度 ~ 令和6年度	交付対象	茨木市

A15-001
公営住宅等ストック総合改善事業
A15-002
住宅地区改良事業等

さいのもと
道祖本住宅
公営住宅 3棟
改良住宅 7棟

A15-001
公営住宅等ストック総合改善事業

そうじじ
総持寺住宅
公営住宅 4棟



A15-001
公営住宅等ストック総合改善事業

さわらぎ
沢良宜住宅
公営住宅 4棟

2-1 社会資本総合整備計画の作成と事業実施

○ 地域住宅計画における個別改善事業の内容

社会資本整備総合交付金の交付対象となる個別改善事業は、「規模増改善」「居住性向上型」「福祉対応型」「安全性確保型」「長寿命化型」「脱炭素社会対応型」「子育て世帯支援型」の類型に分けられますが、今回は「長寿命化型」と「居住性向上型」の改善を実施しました。

【長寿命化型】 一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき住棟において、耐久性の向上や、躯体の劣化の低減、維持管理の容易性の向上の観点から予防保全的な改善を行う。

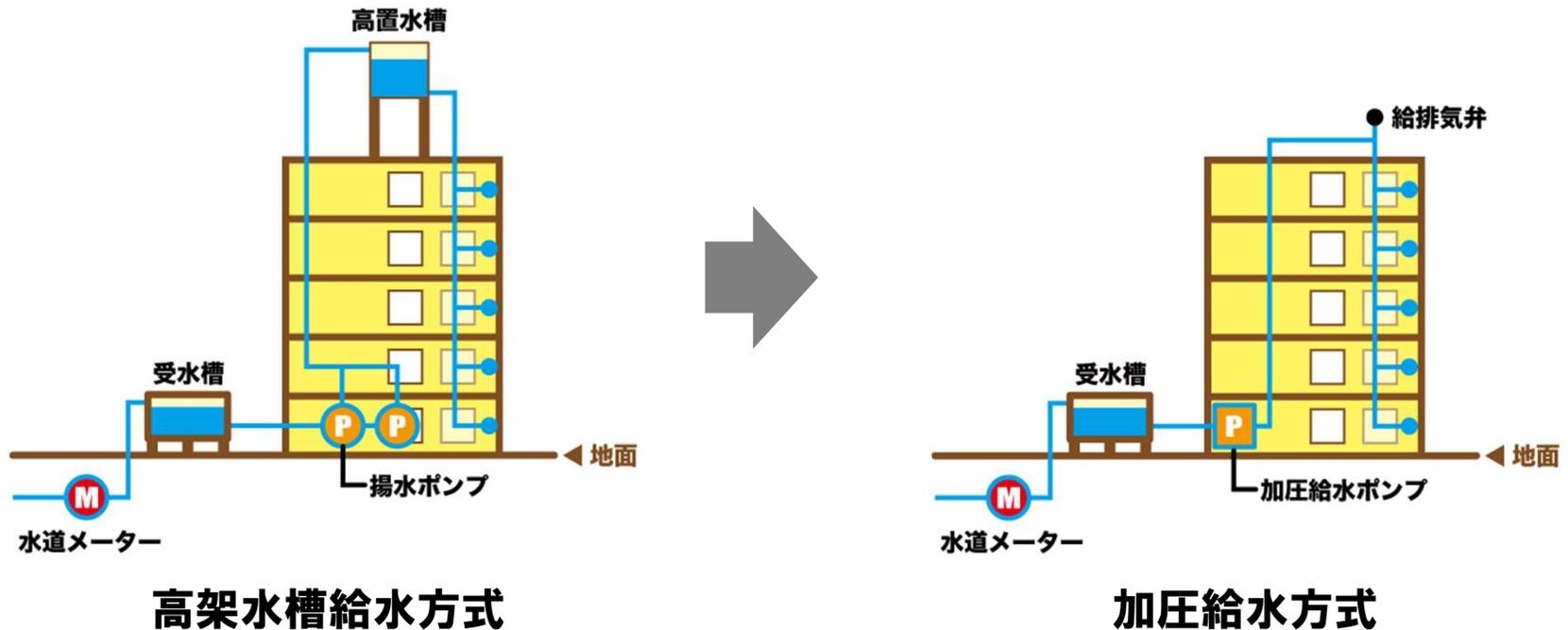
実施事業 外壁改修工事、屋上防水改修工事

【居住性向上型】 住戸規模・間取りの改善や住戸住棟設備の機能向上を行い、居住性を向上させる。

実施事業 給水方式の変更（それに伴う給排水管の更新）

2-1 社会資本総合整備計画の作成と事業実施

○ 給水方式の変更について



【整備事業内容】

高架水槽を撤去し、ポンプを加圧給水ポンプに更新する。

【メリット】

- ・ 高架水槽での貯留滞留時間が無くなり、次亜塩素酸の揮発が少なくなり衛生的。
- ・ 高架水槽の清掃、メンテナンスの必要がなくなり、維持管理費の削減ができる。

2-1 社会資本総合整備計画の作成と事業実施

○ 社会資本総合整備計画の変更について

新型コロナウイルス感染症に係る社会状況から、当初平成30年度から平成34年度（令和4年度）までの5か年計画としていたものを、令和4年度に**平成30年度から令和6年度までの7か年計画へと変更**しています。

○ システム上の社会資本総合整備計画

SCMS（社会資本整備総合交付金システム）の仕組み上、7か年の計画を登録できないため、整備計画は前5か年、後2か年に分けています。

○ 長寿命化計画の変更について

整備計画の変更に伴い、長寿命化計画においても、当初平成26年度から平成35年度（令和5年度）の10か年計画としていたものを、令和4年度に**平成26年度から令和6年度の11か年計画へと変更**しています。

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

平成30年度～令和4年度（7か年計画のうち前5か年）

社会資本総合整備計画 事後評価書

計画の名称	茨木市地域住宅等整備計画												
計画の期間	平成30年度～令和4年度（5年間）								重点配分対象の該当				
交付対象	茨木市												
計画の目標	「市営住宅ストックの効率的・効果的な活用による安全で安心な住まいの確保」 市営住宅のストック活用を踏まえ策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を図り、ライフサイクルコストの削減に繋げる。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	968	A	968	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H30当初)	中間目標値	最終目標値 (R6末)
1	外壁・屋上防水の長寿命化型改善及び給排水設備の居住性向上型改善を実施した割合 外壁・屋上防水の長寿命化型改善及び給排水設備の居住性向上型改善の実施率 外壁・屋上防水の長寿命化型改善及び給排水設備の居住性向上型改善を実施した戸数/全住宅戸数	15%	%	100%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
<計画期間>平成30年度～令和6年度（7年間）のうち平成30年から5か年度（平成30年度～令和4年度）分について記載。<全体事業費>1,351百万円												

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

事後評価	
○事後評価の実施体制、実施時期	
事後評価の実施体制 茨木市建設事業評価委員会	事後評価の実施時期 令和8年2月
	公表の方法 市のホームページにて公表
○事業効果の発現状況	
定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況	外壁や屋上防水等の改修を実施したことにより、躯体等の耐久性が向上し、良好な居住環境の形成が進んでいる。 給排水設備等の改修を実施したことにより、水道水の貯留滞留時間が短くなることで、より衛生的な給水ができ、良好な居住環境の形成が進んでいる。
定量的指標以外の交付対象事業の 効果の発現状況（必要に応じて記述）	
○特記事項（今後の方針等）	
改善工事が完了した市営住宅の適切な維持保全を行い、市営住宅ストックの活用を進めてまいります。 また、今後の入居者の高齢化に伴う住宅のバリアフリー化や公営住宅に対するニーズの変化への対応につきましては、住棟の老朽化や入居率の推移を踏まえた中長期的な視点を持って検討を行ってまいります。	

案件番号：

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

○目標値の達成状況		
番号	指標（略称）	
	目標値／実績値	目標値と実績値に差が出た要因
1	最終目標値	100%
	最終実績値	69%
		(令和4年12月に計画の見直しを実施済)

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

令和5年度～令和6年度（7か年計画のうち後2か年）

社会資本総合整備計画 事後評価書

計画の名称	茨木市地域住宅等整備計画				重点配分対象の該当								
計画の期間	令和05年度～令和06年度（2年間）												
交付対象	茨木市												
計画の目標	「市営住宅ストックの効率的・効果的な活用による安全で安心な住まいの確保」 市営住宅のストック活用を踏まえ策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を図り、ライフサイクルコストの削減に繋げる。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	383	A	383	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H30当初)	中間目標値	最終目標値 (R6末)
1	外壁・屋上防水の長寿命化型改善及び給排水設備の居住性向上型改善を実施した割合 外壁・屋上防水の長寿命化型改善及び給排水設備の居住性向上型改善を実施した割合 外壁・屋上防水の長寿命化型改善及び給排水設備の居住性向上型改善を実施した戸数/全住宅戸数	15%	%	100%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中核都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
<計画期間>平成30年度～令和6年度（7年間）のうち令和5年から2か年度（令和5年度～令和6年度）分について記載。<全体事業費>1,351百万円												

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R05	R06	R07	R08	R09			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	茨木市	直接	茨木市	—	—	公営住宅等ストック総合 改善事業	長寿命化型及び居住性向上型 改善(沢良宜62、総持寺69、 道祖本72)	茨木市	■	■				218		策定済
	事業実施期間（平成30年度～令和6年度）のうち令和5年度から2か年度（令和5年度～令和6年度）分。全体事業費は605百万円。																		
	A15-002	住宅	一般	茨木市	直接	茨木市	—	—	住宅地区改良事業等	長寿命化型及び居住性向上型 改善(道祖本168)	茨木市	■	■				165		策定済
	事業実施期間（平成30年度～令和6年度）のうち令和5年度から2か年度（令和5年度～令和6年度）分。全体事業費は746百万円。																		
											小計						383		
											合計						383		

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

事後評価	
○事後評価の実施体制、実施時期	
事後評価の実施体制 茨木市建設事業評価委員会	事後評価の実施時期 令和8年2月
	公表の方法 市のホームページにて公表
○事業効果の発現状況	
定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況	外壁や屋上防水等の改修を実施したことにより、躯体等の耐久性が向上し、良好な居住環境の形成が進んでいる。 給排水設備等の改修を実施したことにより、水道水の貯留滞留時間が短くなることで、より衛生的な給水ができ、良好な居住環境の形成が進んでいる。
定量的指標以外の交付対象事業の 効果の発現状況（必要に応じて記述）	
○特記事項（今後の方針等）	
改善工事が完了した市営住宅の適切な維持保全を行い、市営住宅ストックの活用を進めてまいります。 また、今後の入居者の高齢化に伴う住宅のバリアフリー化や公営住宅に対するニーズの変化への対応につきましては、住棟の老朽化や入居率の推移を踏まえた中長期的な視点を持って検討を行ってまいります。	

案件番号：

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

○目標値の達成状況		
番号	指標（略称）	
	目標値／実績値	目標値と実績値に差が出た要因
1	最終目標値	100%
	最終実績値	100%
		目標値を達成

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

① 整備計画概要

● 社会資本総合整備計画（地域住宅計画「茨木市地域」）

<計画期間> 平成30年度～令和4年度（計画期間7年間のうち5か年分）

● 社会資本総合整備計画（地域住宅計画「茨木市地域」）

<計画期間> 令和5年度～令和6年度（計画期間7年間のうち2か年分）

<計画目標> 「市営住宅ストックの効率的・効果的な活用による安全で安心な住まいの確保」

- ・市営住宅のストック活用を踏まえ策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を図り、ライフサイクルコストの縮減に繋げる。

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

② 市営住宅の改修計画スケジュール

市営住宅の耐震及び改善計画のスケジュール

(千円)

資料3

団地名	住棟名	建設年度 構造形式	経過年数 (採年数) 前期改修 経過年数	一次 診断 R5 R5.0.6	二次 診断 R5 R5.0.6	耐震 補強 の 要否	評価済み事業(15%)		評価対象事業(平成30年度～令和6年度の7年間計画)											一次及び二次の 耐震診断結果による 耐震補強の要否			
							H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (計画10年目)	R6 (延長1年目)								
道根本住宅	1棟	S37壁式	56(14) H11(19)	0.61	0.66	否	改修設計	外壁・防水工事		給排水設計								給排水工事			二次診断で 補強不要		
	2棟	S37壁式	56(14) H11(19)	0.68	0.66	否	改修設計		外壁・防水工事	給排水設計								給排水工事			二次診断で 補強不要		
	3棟	S37壁式	56(14) H9(21)	0.62	0.66	否	改修設計		外壁・防水工事	給排水設計								給排水工事			二次診断で 補強不要		
	4棟	S45壁式	48(22) H7(23)	0.83		否			改修設計	給排水設計	外壁・防水工事								給排水工事	33,163	一次診断で 補強不要		
	5棟	S45壁式	48(22) H7(23)	0.83		否			改修設計	給排水設計	外壁・防水工事								給排水工事	33,163	一次診断で 補強不要		
	6棟	S46壁式	47(23) H7(23)	0.83		否				給排水設計	改修設計		外壁・防水工事	給排水工事								一次診断で 補強不要	
	7棟	S46壁式	47(23) H7(23)	0.83		否				給排水設計	改修設計		外壁・防水工事	給排水工事								一次診断で 補強不要	
	8棟	S47壁式	46(24) H7(23)	0.73	0.62	否				給排水設計					外壁・防水工事	給排水工事			95,316	23,168	二次診断で 補強不要		
	9棟	S47壁式	46(24) H8(22)	0.73	0.62	否				給排水設計				改修設計	外壁・防水工事	給排水工事			98,657	23,168	二次診断で 補強不要		
	10棟	S55壁式	38(32) H12(18)	0.8		否				給排水設計					改修設計		外壁・防水工事	給排水工事	2,959	80,487	21,956	一次診断で 補強不要	
総持寺住宅	1棟	S453-ル	48(22) H28(2)	0.27	0.26	耐震要	耐震・外壁・防水			給排水設計								給排水工事			耐震補強が必要 平成29年度耐震補強		
	2棟	S453-ル	48(22) H28(2)	0.29	0.27	耐震要	耐震・外壁・防水	80,210		給排水設計								給排水工事		18,302	18,303	耐震補強が必要 平成29年度耐震補強	
	3棟	S473-ル	46(24) H29(1)	0.33	0.41	耐震要	耐震・改修設計	3,699	64,540	耐震・外壁・防水	給排水設計							給排水工事			17,926	耐震補強が必要 平成29年度耐震補強	
	4棟	S533-ル	40(30) H29(1)	0.37	0.37	耐震要	耐震・改修設計	3,699	64,541	耐震・外壁・防水	給排水設計							給排水工事			17,927	耐震補強が必要 平成29年度耐震補強	
沢良直住宅	1棟	S433-ル	50(20) H28(2)	0.28	0.35	耐震要	耐震・外壁・防水			給排水改善設計								給排水工事			18,412	耐震補強が必要 平成28年度耐震補強	
	2棟	S433-ル	50(20) H29(1)	0.27	0.36	耐震要	耐震・改修設計	3,699	70,513	耐震・外壁・防水	給排水改善設計							給排水工事			18,412	耐震補強が必要 平成29年度耐震補強	
	3棟	S433-ル	50(20) H29(1)	0.23	0.35	耐震要	耐震・改修設計	3,699	70,514	耐震・外壁・防水	給排水改善設計							給排水工事			18,413	耐震補強が必要 平成29年度耐震補強	
	4棟	S47壁式	46(24) H6(22)	0.77	0.74	否	改修設計	外壁・防水工事	給排水改善設計									給排水工事			18,413	二次診断で 補強不要	
工事費概算										144,353	17,257	149,424	0	183,335	81,925	196,932	82,189	80,487	62,745	0	139,976	1,727,900	
総計							197,316	278,500	113,461	161,610		149,424		265,260		279,121		143,232		139,976			
補助対象額							60,075	77,856	72,959	110,625		178,124		201,579		178,124		108,613		138,704		1,034,718	合計
国庫補助金(補助対象割合)							107,163	38,928	36,479	58,500		42,868		86,476		101,721		62,996		59,247		594,478	
一般財源							90,153	239,572	76,982	103,110		106,556		178,784		177,400		80,236		80,629		1,133,422	

○ 茨木市営住宅長寿命化計画 平成26年度～令和5年度
 ○ 地域住宅計画「茨木市地域」平成30年度～令和4年度
 (公営住宅等ストック総合改善事業～令和4年度・住宅地区改良事業等～令和3年度)

令和4年度に令和5年度⇒令和6年度(1年延長)
 令和4年度に令和4年度⇒令和6年度(2年延長)
 令和4年度に令和3年度⇒令和6年度(3年延長)

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

③ 現場写真（長寿命化型改善）



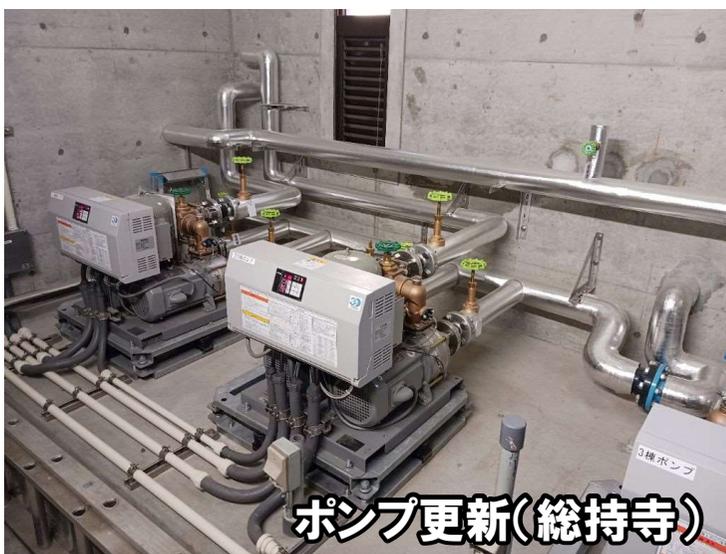
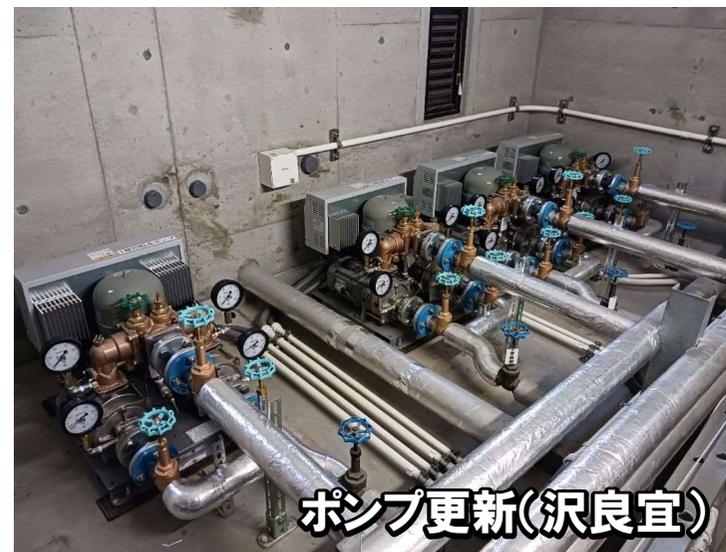
2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

③ 現場写真（長寿命化型改善）



2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

③ 現場写真（居住性向上型改善）



2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

③ 現場写真（居住性向上型改善に伴う配管の更新）



2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

④ 目標と整備指針と指標の関係

● 社会資本総合整備計画（地域住宅計画「茨木市地域」）

< 計画の成果目標（定量的指標） >

外壁・屋上防水の長寿命化型改善及び給排水設備の居住性向上型改善を実施した割合

< 定量的指標の定義および算定式 >

外壁・屋上防水の長寿命化型改善及び給排水設備の居住性向上型改善の実施率

= (長寿命化型改善を実施した戸数 + 居住性向上型改善を実施した戸数) ÷ 全住宅戸数 ※

※ 全住宅戸数は市営住宅の全住戸371戸に対して、**長寿命化型改善の対象となる戸数371戸**と**居住性向上型改善の対象となる戸数371戸**を合わせて、**742戸**となります。

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

⑤ 目標数値の達成状況

● 社会資本総合整備計画（地域住宅計画「茨木市地域」）

計画期間：平成30年度～令和4年度（計画期間7年間のうち5か年度分）および
令和5年度～令和6年度（計画期間7年間のうち2か年度分）

< 定量的指標の現況値及び目標値 >

当初現況値（H30当初） ⇒ 最終目標値（R6末）

15% ※ ⇒ 100%

(107戸 / 742戸)

(742戸 / 742戸)

最終現況値（R6末）

100%

(742戸 / 742戸)

※ H29までで改修済み戸数：107戸

3住宅合計戸数：371戸

全住宅戸数：371戸 × 2（長寿命化型改善 + 居住性向上型改善） = 742戸

当初現況値：107戸 ÷ 742戸 ≒ 15%（小数点以下切り上げ）

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

⑥ 交付対象事業の効果の発現状況

< 定量的指標に関連する交付対象事業の効果の発現状況 >

【長寿命化型改善の実施による効果の発現】

- ・ 外壁や屋上防水等の改修により長寿命化型改善を実施した割合
- ・ 外壁や屋上防水等の改修を実施したことにより、躯体等の耐久性が向上し、良好な居住環境の形成が進んでいる。

【居住性向上型改善の実施による効果の発現】

- ・ 給排水設備等の改修により居住性向上型改善を実施した割合
- ・ 給排水設備等の改修を実施したことにより、水道水の貯留滞留時間が短くなることで、より衛生的な給水ができ、良好な居住環境の形成が進んでいる。
- ・ 副次的効果として、ポンプを及び配管を更新したことで、給水圧力が安定し、居住性の向上が見られる。

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

⑦ 今後の方針等

改善工事が完了した市営住宅の適切な維持保全を行い、市営住宅ストックの活用を進めてまいります。

また、今後の入居者の高齢化に伴う住宅のバリアフリー化や公営住宅に対するニーズの変化への対応につきましては、住棟の老朽化や入居率の推移を踏まえた中長期的な視点を持って検討を行ってまいります。

2-2 社会資本総合整備計画の事後評価書（案）

⑧ 今後のスケジュール

- 建設事業評価委員会の開催（令和8年2月6日）
- 事後評価結果の国への報告（令和8年3月予定）
- 事後評価報告書を公表（令和8年4月～）
 - ・ホームページでの公表